

件名：渋川市役所本庁舎宿直業務委託について

1 目 的 県内他市の状況等を踏まえ、市民サービスに影響を及ぼさない対応を確保することを前提に、本庁舎の防犯対策を強化することを主な目的として、本庁舎宿直業務を専門業者に委託します。

2 内 容 平成26年6月1日から本庁舎の宿直業務を専門業者に委託し、警備員が本庁舎の警備及び戸籍届書等の受領、緊急連絡等の職員への取次ぎを行います。

また、併せて本庁舎に警備装置を設置することで、本庁舎の警備体制を強化します。

3 事業の概要

(1) 「本庁舎宿直業務の専門業者への委託」

平成26年6月1日から本庁舎宿直業務を専門業者に委託し、午後5時15分から翌午前8時30分までの間、警備員2名が宿直業務を行います。

戸籍届書等の受領、電話による問い合わせや緊急連絡への対応、職員への連絡等は、引き続き警備員が行います。

ただし、死亡届による埋火葬許可証の発行は以下のとおりです。

◇午前8時30分から午後5時15分まで

(窓口延長日は午後7時まで)

市民課（閉庁日は当直室）で戸籍届書の受領及び埋火葬許可証を発行します。

◇午後5時15分から翌日午前8時30分まで

当直室で戸籍届書を受領をします。ただし、埋火葬許可証は、翌日午前8時30分から午後5時15分までの間に市民課での発行となります。

(2) その他

- ① 市民サービスに影響を及ぼさないよう、広報紙やホームページ等を活用し、広く周知するとともに、警備員用事務マニュアルを作成し警備員への実地研修を行います。
- ② 現在、渋川市を除く県内の11市では、7市が宿直業務を専門業者に委託し、4市が職員又は臨時職員による宿直を実施しています。
- ③ 本庁舎の日直、第二庁舎及び各総合支所の日直等は従来どおりです。